

第1 基本的方針

1 地域の概況

紀伊地域(以下「本地域」といいます。)は、紀伊半島を東西に走る「中央構造線」の外帯に属し、三重、奈良、和歌山3県の15市33町9村により構成され、関西圏と名古屋圏の2大都市圏に近く、その全域が直線距離にして、大阪から150km圏、名古屋から250km圏に含まれる地域です。

面積は約10,032km²、国土の2.7%、人口は約109万人、総人口の0.9%であり、人口の減少及び高齢化が著しく進展しています。

本地域の中央部には急峻な山脈が南北に走り、山地を流れる河川は深いV字谷を形成しています。平地の割合は少なく人口の大半は河川沿いの平野や臨海部の都市に集中し、内陸の山間部では極めて人口が希薄な地域が多くなっています。

海岸線は、一部を除きほとんどが沈降海岸独特の複雑な形状をなし、断崖絶壁が多く、自然景観に優れているとともに、天然の良港を形成しています。

気候は黒潮の影響を受けて年間を通じて比較的温暖であるほか、年間降水量や日照時間の長さが全国有数である地域も含まれています。

このような地形と気候から、動植物相にも特性があり、多様性のある自然環境を形成し、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園をはじめとする、多くの国立・国定公園等を有しており、その自然環境や景観は観光の場として親しまれるとともに、生物研究など学術研究の宝庫ともなっています。

また、水産資源にも恵まれており、尾鷲、那智勝浦等を拠点とする、かつお、まぐろ漁や、海岸部の地形的特性を利用した、まだい、ぶり等の養殖も盛んです。

さらに、歴史、文化的条件からみると、古代国家の都が置かれた畿内の外縁部にあたる本地域は、古くから文化・情報の発信地であり、日本人の精神的ふるさととして、伊勢、吉野・大峯、熊野、高野など多くの信仰の聖地を有しています。世界遺産である「紀伊山地の霊場と参詣道」は広大な範囲にまたがる歴史的資産と、人々と自然の関わりの中で培われた文化的景観が高く評価されたものであり、国内外から多くの来訪者があります。

一方、本地域は台風常襲地帯であるとともに、地勢的要因等により風水害や地震等の災害に対して脆弱であること、特に、近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震により、甚大な被害が懸念されており、これらの災害に対する備えは急務となっています。

紀伊地域の構成市町村

三重県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
伊勢市	208.35	122,765	玉城町	40.91	15,041
松阪市	526.92	124,911	度会町	134.98	7,847
尾鷲市	192.71	16,252	大紀町	233.32	7,815
鳥羽市	107.34	17,525	南伊勢町	241.89	10,989
熊野市	373.35	15,965	紀北町	256.54	14,604
志摩市	178.95	46,057	御浜町	88.13	8,079
多気町	103.06	14,021	紀宝町	79.62	10,321
明和町	41.04	22,445	三重県小計 6市10町	3,169.97	463,305
大台町	362.86	8,668			

*松阪市は、半島振興対策実施地域のみで、旧嬉野町、旧三雲町は含まれていません。

奈良県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
五條市	292.02	27,927	十津川村	672.38	3,061
吉野町	95.65	6,229	下北山村	133.39	753
大淀町	38.10	16,728	上北山村	274.22	444
下市町	61.99	5,037	川上村	269.26	1,156
黒滝村	47.70	623	東吉野村	131.65	1,502
天川村	175.66	1,176	奈良県小計 1市3町8村	2,346.92	64,993
野迫川村	154.90	357			

和歌山県

市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
海 南 市	101.06	48,369	由 良 町	30.94	5,364
橋 本 市	130.55	60,818	印 南 町	113.62	7,720
有 田 市	36.83	26,538	み な べ 町	120.28	11,818
御 坊 市	43.91	23,481	日 高 川 町	331.59	9,219
田 辺 市	1,026.91	69,870	白 浜 町	200.98	20,262
新 宮 市	255.23	27,171	上 富 田 町	57.37	15,236
紀 の 川 市	228.21	58,816	す さ み 町	174.45	3,685
岩 出 市	38.51	53,967	那 智 勝 浦 町	183.31	14,137
紀 美 野 町	128.34	8,256	太 地 町	5.81	2,791
かつらぎ町	151.69	15,967	古 座 川 町	294.23	2,480
九 度 山 町	44.15	3,856	北 山 村	48.20	404
高 野 町	137.03	2,970	串 本 町	135.67	14,959
湯 浅 町	20.79	11,122	和歌山県小計 8市20町1村	4,515.79	565,855
広 川 町	65.33	6,781			
有 田 川 町	351.84	25,258	紀伊地域合計 15市33町9村	10,032.68	1,094,153
美 浜 町	12.77	6,867			
日 高 町	46.19	7,673			

・市町村は、令和7年4月1日現在

・人口、面積は、令和2年国勢調査

2 現状及び課題

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えていることから、過疎化と高齢化の進行が著しく、平成27年度と比較した令和2年度の人口減少率は5.9%、高齢化率は35.3%となっており、地域社会の担い手確保と社会的サービスの維持が大きな課題となっています。

また、その地理的側面から、災害時における代替ルートของ少なさやライフラインの寸断・途絶、集落の孤立など半島地域特有の防災面の課題も有しています。

一方、本地域には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富な地域資源があり、それらを生かした産業振興や観光・交流を一層促進していく必要があります。

以上の現状及び課題をふまえ、「自立的発展の促進」、「地域住民の生活の向上」、「定住の促進等」、「半島防災」、「国土の均衡ある発展」、「地方創生」の6つの観点から、本地域の半島振興に向けて取り組んでいく必要があります。

3 振興の基本的方向及び重点とする施策

(1) 基本的方向

① 自立的発展の促進

本地域の自立的発展には、住民及び定住を希望するUIターン者の雇用機会の確保等を行うことが重要なため、本地域の地理的、自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備、生活環境の確保、観光交流の促進等を行い、本地域における持続可能な地域社会の維持及び形成に資する取組を推進します。

② 地域住民の生活の向上

本地域における住民の生活の安定に資するため、豊かな自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備を推進します。また、医療・介護サービス・福祉サービス等の確保、子育て環境の整備を推進します。さらに、環境負荷を低減した地域社会の実現のため、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進します。

高齢化や人口減少が特に進展している集落においても、住民が日常生活を営むための必要な環境の維持を推進します。

③ 定住の促進等

人口減少や高齢化が進展している本地域においては、地域社会の持続性確保のためにも、移住を促進し、定住につなげていきます。また、二地域居住を行う者をはじめとする関係人口のような人材は、住民と協働することにより地域の発展につながるほか、将来的な移住者の増加につながることを期待されます。さらに、本地域への理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、本地域の産業振興及び関係人口の増加につながることから、本地域内外の交流及び連携を推進します。

④ 半島防災

令和7年4月に全面施行された半島振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第10号。以下「改正半島振興法」という。）では、目的規定に半島防災の推進が追加されるとともに、新設された基本理念において半島防災のための施策が国土強靱化の理念をふまえ着実に実施される

ことを旨とすることが規定されました。また、国及び都道府県はこの基本理念にのっとり施策を実施する等の責務を有することとされました。このことをふまえ、本地域における地理的特性をふまえた防災、すなわち半島防災の推進は極めて重要です。そのため、本地域の住民及び来訪者が安心して生活や活動等を行えるよう、災害時における本地域の孤立防止に必要な防災対策を講じるなど、国土強靱化の理念をふまえ半島防災のための施策を着実に実施することにより、災害に強い地域づくりを推進します。

⑤ 国土の均衡ある発展

本地域は、急峻な山々から構成され、平地も少なく、三方を海に囲まれているうえ、幹線交通体系から遠く離れているといった条件不利性を抱えています。三県で連携して進める紀伊半島アンカールートをはじめとした災害に強い道路ネットワークの構築や、水資源の安定的な確保と適正な利用の推進などを通して、国土の均衡ある発展に資するものとします。

⑥ 地方創生

改正半島振興法では目的規定に地方創生が追加されたこともふまえて、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用しながら、移住や二地域居住の促進、関係人口の増加、地域の振興に寄与する人材の確保及び育成といった施策を推進します。

(2) 重点とする施策

① 交通通信の確保

本地域におけるミッシングリンクの解消及びダブルネットワーク化の実現に向けて、紀伊半島アンカールートや半島循環道路等の整備を三県が連携して推進します。特に、京奈和自動車道や紀伊半島一周高速道路の整備促進を図ります。

また、災害時におけるリダンダンシー確保の観点から、道路ネットワークの強化や港湾・空港の耐震化などに取り組みます。

さらに、地域住民や観光客の移動手段を充実させるため、コミュニティバスやデマンド交通の導入等を推進します。

② 産業の振興及び観光の開発

本地域の基幹産業である農林水産業について、生産性向上に向けた取組を進めるとともに、本地域の特性を生かした農林水産物の高付加価値化や販路拡大、担い手の確保・育成等に取り組みます。また、生産基盤の整備や資源の持続的な利用の確保等を推進します。

商工業について、立地環境の整備を進め、地域資源を活用した企業立地を推進するとともに、伝統産業・地場産業の振興に向けて、付加価値の高い新商品・新技術の開発や販路開拓支援等に取り組みます。

観光産業については、世界遺産や豊富な地域資源を生かした観光コンテンツの情報発信やプロモーションを推進するとともに、多言語対応を推進するなど訪日外国人旅行者に対する誘致にも取り組みます。

③ 就業の促進

若者や新規学卒者向けの企業説明会の開催による地域の中小企業とのマッチングの実施など、本地域内企業への就職を促進するとともに、地域外からの人材流入を図るための就職セミナーを

開催するなど、UIJターン就職の促進に取り組みます。また、移住者や二地域居住者による複業や起業の支援等も含めた多様で柔軟な働き方の促進を通じて、本地域において新たな産業や雇用を生み出す契機を提供します。

また、外国人材等の地域内企業への就職や、職場定着への支援を行います。

④水資源の開発及び利用

水資源の安定的な供給を図るため、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と地域の振興に配慮しながら、水循環基本計画をふまえ、水資源の安定的な確保と適正な利用を推進します。

また、水道事業については、地域住民の生活の安定を図るため、広域化や水道未普及地域の解消など、持続可能な水道事業の実現に向けた取組を進めます。

⑤生活環境の整備

生活環境に関する地域格差を是正し、本地域における移住、定住等の促進を図るため、増加する空き家の課題に対応し、移住者に向けた空き家の利活用や危険な空き家の除却も含めた、住宅環境の整備に係る取組を推進します。

また、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、持続可能な地域社会の維持及び形成の促進に資するため、汚水処理施設や廃棄物処理施設の整備等に取り組みます。

⑥医療の確保等

各県の地域医療構想や医療計画に基づき、地域医療の拠点となる病院やへき地診療所などの整備・充実など、本地域における医療提供体制の確保を推進します。特に、ドクターヘリについては相互応援協定に基づき、救急医療体制の充実を進めることで、広域的な救急医療の利便性を高めます。また、へき地医療の確保に向けて、オンライン診療等の導入を進めるとともに、医師や看護職員の確保等に取り組みます。

⑦介護サービス及び障害福祉サービス等の確保等

介護サービスを持続的・安定的に提供するために、各市町村の将来的な介護サービス見込み量に基づき、適切な提供体制を維持することにより、必要な施設・在宅サービスの確保に取り組みます。

また、介護に従事する人材については依然として不足状況が続いており、今後の要介護認定者の増加によりサービスの必要性も高まっていくことから、関係機関と連携を強化しながら介護分野への多様な年齢層・属性からの就業を促進します。さらに、外国人介護人材の受入環境整備や介護テクノロジーの導入を促進し、介護人材の確保・定着を図ります。

障がい者や障がい児が慣れ親しんだ地域で安心して生活できるようグループホームの整備を進めるとともに、障害福祉サービスの充実を図ります。

⑧高齢者及び児童の福祉その他福祉の増進

医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営むことができるよう努めていきます。

また、こどもが自分らしく健やかに育つことができるよう、こどもが安心して過ごすことができる居場所や多様な学び、遊び、体験機会の拡充に取り組むとともに、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。

⑨教育及び文化の振興

学校教育において、地域課題等をテーマとした探究的な学びを充実させるとともに、児童生徒の地域活動への積極的な参加を促すことで、地域の課題を主体的に考え、解決していこうとする力や態度、地域の発展に貢献しようとする心情を育てていきます。また、全ての高校生が変化に柔軟に対応していく力や将来への展望等を併せ持ち、社会を生き抜く資質等が身に付くよう取り組んでいきます。なお、半島地域が有する地理的な制約を解決する手段として、ICTを効果的に活用し、学習の質と機会の充実を図っていきます。

地域文化振興の基礎となる本地域の豊かな歴史的・文化的資産を継承し、その保護と活用を図ります。特に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を大切に保全し、その魅力や意義を後世に伝えていきます。また、本地域の地域特性を生かし、文化性の高い環境づくりを進めるために、地域社会や個人によって守り育てられてきた伝統文化などの担い手育成も支援します。

⑩自然環境の保全及び再生

自然環境の保全及び再生を進めるとともに、エコツーリズムなど、地域資源である自然環境や景観を適切に生かした利活用を推進します。

また、本地域における自然公園、自然環境保全地域などの優れた景観地や保護を必要とする地域については、生物多様性の保全とその持続可能な利用の観点もふまえ、その保全と適正な利用を図ります。

加えて、海岸の良好な景観を守り環境を保全するため、海岸漂着物対策を推進します。

⑪再生可能エネルギーの利用の推進

地域住民のくらしや自然環境等に配慮するなど、地域と共生しながら、風力発電、太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用等を図ります。

⑫国内及び国外の地域との交流の促進

本地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする歴史・文化資源や自然、伝統、食等の豊富でポテンシャルのある地域資源を有しています。本地域内外の民間・大学・行政等の主体が連携し、これらの地域資源を活用したイベント等を開催するとともに、積極的に情報発信を行い、国内外との交流を推進します。また、地域内外との交流等を通じて、多くの人々に本地域への理解と関心を深めていただくとともに、交流人口、関係人口の増大を図ります。

⑬移住、定住及び二地域居住の促進、人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力

三県が連携して、WEB媒体も活用しつつ、多様なライフスタイルにあわせた移住先の提案などの情報発信を行います。また、各県でも移住相談窓口によるきめ細かな相談対応を行うとともに、都市部で移住フェア等を実施し、移住や二地域居住の促進を図ります。加えて、移住者を受け入れる態勢や人の流れの創出に向けた市町村の取組を支援します。

また、地域内外の多様な主体と連携し、本地域の振興に寄与する人材の確保や育成に取り組めます。

⑭半島防災のための施策

南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、令和6年能登半島地震とその後の大雨による災害の教訓をふまえ、半島地域の安全・安心の前提となる「半島防災」と「複合災害への備え」の観点から、道路ネットワークの強化、港湾や漁港の耐震・耐津波対策、空路の活用、上下水道の耐震化、流域治水の推進等、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を推進します。また、初動を迅速化

する危機管理体制の強化や資機材の整備促進に取り組みます。孤立した地域での自立的な避難生活が確保されるよう、衛星携帯電話などの情報通信手段や、自家発電機の整備、飲料水・食料などの備蓄確保を促進します。

物資輸送拠点や救助救出活動拠点の整備、装備資機材の充実等を行うとともに、防災関係機関や民間事業者等と連携し、より実践的かつ効果的な救助救出訓練や支援物資輸送訓練等を実施することで、大規模災害に備えた体制の充実強化を図ります。

さらに、災害発生時に行うべき業務等を整理し、災害対応を総括的にマネジメントできる職員を確保・育成することにより、本地域全体の災害対応力を強化します。また、災害リスクが顕在化する前の早期避難を促すため、風水害や土砂災害などのリアルタイム情報の発信を行うとともに、市町村が行う洪水等ハザードマップの作成支援を行うなど、災害リスク情報の充実を図ります。

「公助」だけでなく「自助」「共助」も連携して推進することが重要であることから、自主防災組織の活性化を図るなど、地域防災力の底上げを目指します。

加えて、「半島防災に関するみえ合意」に基づき、三県相互の連携をさらに深めていくため、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた半島防災の強化に向けた一定の成果を得ることを目標に議論を進めていきます。

⑮前各号に掲げるもののほか、半島地域の振興に関する事項

ア 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

感染症が発生した場合等においても、医療提供体制の構築、公衆衛生対策、生活物資の安定的な供給ができるように努めます。

イ 生産機能及び生活環境の整備等が特に低位にある集落への配慮

人口の減少、高齢化の特に進展している集落において、生活環境の維持等ができるよう、県と市町村が連携し、地域の実情にあわせた地域づくりを推進します。

4 振興に関する目標

本計画に基づく取組を進めることで、本地域への移住、定住を促進し、各地域における転入超過率を改善させることを目標とします。

【目標項目】各地域における5年ごとの転入超過率

【目標値】

三重県地域	2025年→2030年 ▲0.76%/2030年→2035年 ▲0.63% (参考:2020年→2025年実績値 ▲1.55%)
奈良県地域	2025年→2030年 ▲4.70%/2030年→2035年 ▲4.60% (参考:2020年→2025年実績値 ▲4.80%)
和歌山県地域	2025年→2030年 ▲1.00%/2030年→2035年 ▲0.94% (参考:2020年→2025年実績値 ▲1.50%)

5 計画期間

本計画の計画期間は概ね10年間とし、次期半島振興法の改正等による半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとします。

6 計画の達成状況の評価

三重県、奈良県及び和歌山県は、本計画の策定後5年経過を目途に、計画の進捗状況や計画に基づく取組の評価を行うこととします。